

輪島市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、輪島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年4月2日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

監査対象機関 健康福祉部 福祉課

監査執行年月日 令和7年10月10日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>「生活保護費返還金」の分割延納がある場合の翌年度への収入未済額の繰越しについて、本来は収入未済金の全額を繰り越すところ、収入未済金の一部（翌年度納付予定分）のみを翌年度滞納繰越分として調定する会計処理が行われていたことから、決算書には収入未済額の一部しか記載されていなかった。輪島市事務規則第31条の規定を踏まえ、本来の収入未済金の全額を翌年度滞納繰越分として調定すべきであり、今後は適正な債権管理と事務処理に努めていただきたい。</p>	<p>「生活保護費返還金」の分割延納がある場合の翌年度へ繰越す収入未済額については、翌年度納付予定分ではなく、その収入未済額の全額を調定する会計処理を行い、今後は適正な債権管理と事務処理に努めてまいります。</p>	<p>措置済</p>